

【主な保険金のご案内】 普通傷害保険

AIG損害保険株式会社

このご案内では、普通傷害保険の主な保険金の補償内容についての概要をご説明しています。
ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細については、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターにお問い合わせください。

基本となる主な保険金の概要

【2018年1月1日以降保険始期のご契約】

保険金の種類	補償内容の概要
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

主な特約保険金などの概要

特約などの名称	補償内容の概要
熱中症危険補償特約	この特約がセットされた場合には、ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。
細菌性食中毒補償特約	この特約がセットされた場合には、ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
個人賠償責任補償特約	<p>被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 (保険始期が2019年9月30日以前の契約は、電車などの運行不能による賠償責任については、電車などの財物への損害を伴う場合のみ、保険金をお支払いします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ● 日常生活に起因する事故 <p>(※) 電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。</p> <p>お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 損害賠償金(1事故につきご加入の保険金額限度) ● 訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) <p>(注1) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。 (注2) 被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力をを行います。 (注3) 学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。 (注4) 他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物の事故日時点での価値(時価額)で算定した損害額または修理費のいずれか低い額のうち、被保険者の責任の割合に応じた額をお支払いします。</p>